

同意書

(宛先)

箕面市教育委員会教育長

私は、箕面市病児・病後児保育室を利用するにあたり、次の内容について同意します。 (同意の有無)

- (1) 病児保育の利用の際は、利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し、病児・病後児保育室に病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)、病児・病後児保育登録届(事前に届出をされていない場合のみ)、薬の説明書(薬剤情報書)を提出すること。また、医療機関(かかりつけ医等)受診後、利用当日に児童の症状が悪化し、利用できない場合があること。
- (2) 児童の症状が急変し、保育の継続が困難と判断された場合は、病児・病後児保育室からの連絡により、利用途中であっても迎えに来ること。
- (3) 児童の症状が急激に悪化したときは、速やかに保護者に連絡のうえ、医療機関に搬送し、医師の判断により保護者の了解を得ないで受診・治療措置が行われる場合があること。なお、その際に発生する医療費等は、保護者が負担すること。

※児童の体調急変時に協力医療機関である箕面市立病院に搬送されたときは、初診料加算金が生じる場合があること。
- (4) 児童の保育にあたっては、感染防止に努めるが、やむを得ず病児・病後児保育室内で児童の相互感染が起こった場合、当該保育室では責任を負わないこと。
- (5) 病児・病後児保育室から指示された預かり時間を厳守すること。
- (6) 登録及び利用申込みにおいて、本市が知り得た情報は、病児・病後児保育事業の範囲内において病児・病後児保育室に提供され、必要に応じて医療機関、保険会社等に提供される場合があること。
- (7) 病児・病後児保育室内での感染拡大等により、利用できない事態が発生した場合には、当該保育室の指示に従うこと。
- (8) 病児・病後児保育室をキャンセルする場合は、必ず、予約した病児・病後児保育室に連絡すること(キャンセルは、病児・病後児保育室の留守番電話でも可能)。なお、利用しないにもかかわらずキャンセルの連絡がないときは、次回以降の利用をお断りする場合があること。
- (9) 箕面市病児・病後児保育の利用案内の記載事項を全て確認し、利用規則を遵守すること。